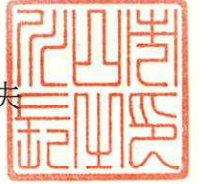




川国保発第 96 号
令和 2年 7月13日

川口市国民健康保険運営協議会
会長 大関修克様

川口市長 奥ノ木 信夫



川口市国民健康保険税の減免制度等を変更することについて(諮問)

このことについて、川口市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第51号)第2条第1項第2号の規定により貴協議会の意見を求めます。

記

1 事項

- (1) 川口市国民健康保険税条例(昭和29年条例第25号)の一部を改正し、多子世帯における子どもに係る均等割保険税の減免制度を創設すること。
- (2) 特定健康診査の被保険者の自己負担額を無料化すること。

2 理由

- (1) 子育て環境の充実を図るため、市独自の負担軽減策として第3子以降の子どもに係る均等割保険税の減免を行うもの。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づき、平成20年度より保険者が実施主体となり行っている特定健康診査の受診率が目標値や県平均値に至っていないことから、受診率の向上を図るため、被保険者の自己負担額を現行の500円から無料化するもの。